

質問書に対する回答
首都圏中央連絡自動車道 多古北工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 4-2 配置技術者の工事経験	配置予定技術者の工事経験として求められている『a) 土工量が10万m3以上ある道路土工工事 及び b) 施工深度3m以上ある深層混合処理工の工事』について、工事経験としては両方の経験を有しております。しかし、当時のコリンズ登録では登録技術者情報の枠の制限があり、配置予定技術者においてはその工種以外の工種(例. トンネル工事等)が担当工事内容として記載されております。このような場合でも、求められている工事の施工経験としてよろしいでしょうか。ご教示願います。	特記仕様書「4-2 配置技術者の工事経験」に示すa)・b)の工事に従事していることが確認できれば、工事経験として認められるものとお考えください。
2	特記仕様書 4-2 配置技術者の工事経験	認められない場合は、実際にa)及びb)の工事にも従事していることが確認できる書類等を添付することで、経験していることを認めていただけますでしょうか。ご教示願います。	特記仕様書「4-2 配置技術者の工事経験」に示すa)・b)の工事に従事していることが確認できれば、工事経験として認められるものとお考えください。